

令和4年度寒河江市生活支援給付金事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、原油価格及び物価の高騰等により影響を受けている市民生活を支援し、市民の経済的負担軽減を図るため、寒河江市生活支援給付金（以下「給付金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(給付対象世帯)

第2条 給付金の交付の対象となる世帯は、市内に居住し、飲用水として井戸水、山水等を使用している世帯とする。ただし、市上水道を使用する世帯を除く。

(給付金の額)

第3条 給付金の額は、1世帯当たり3,000円とする。

(給付金の交付申請及び支給決定)

第4条 給付金を受けようとする世帯に属する者（以下「申請者」という。）は、令和4年度寒河江市生活支援給付金交付申請書（様式第1号）により令和4年9月1日から令和5年2月28日までに市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、内容を審査し、交付の可否を決定したときは、令和4年度寒河江市生活支援給付金交付決定通知書（様式第2号）又は令和4年度寒河江市生活支援給付金交付却下通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(給付金の返還)

第5条 市長は、前条第2項の規定により給付金の交付を決定した世帯が、偽りその他不正の手段により給付金の交付を受けたことが判明した場合は、給付金の返還を命ずるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第6条 給付金の交付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。